



## 診断書行政訴訟第2回弁論

# 団体交渉は労働組合の基本的権利だ！

会社の診断書強要・団交開催拒否を容認する不当な中労委命令の撤回を求めた行政訴訟の第2回弁論が1月16日東京地裁で開催され、多くの組合員・OBが傍聴しました。

弁論では、中労委側の答弁書に対する組合側の反論を提出し、これに対して中労委や会社が反論を次回までに提出することになりました。

弁論終了後、淵上本部副委員長、杉澤新幹線地本委員長、裁判プロジェクト成田代表、OB会尾崎会長が挨拶。仲田・渡辺両弁護士より裁判の経過と意義について報告がされました。

会社は過去の中労委あっせんで出された労使の窓口の折衝というあっせん案を、その後の団交申し入れを拒否する口実としています。また、基本協約で団交事項を「基準」に関するものと制限しています。これらは団体交渉という労働者の権利を否定するものです。そして中労委命令は、このような会社の姿勢を「労使の慣行」などと肯定しており、とうてい受け入れられるものではありません。

「年休は欠勤である」として診断書提出を強要する会社の主張は就業規則・基本協約の内容からして問題があり、したがって当然団交を開催しなければなりません。都労委命令でそのことは明確にされています。

不当な命令の撤回を求めて組合員・OB一丸となって闘っていきましょう。

■次回は3月27日13時30分開催されます。